

子ども・子育て支援新制度 令和4年度変更点説明会

議事

1	施設運営に関する留意点	説明資料
2	事故防止と事故対応について	説明資料
3	研修等	説明資料
4	障害児保育教育対象児童等の認定について	説明資料
5	新型コロナウイルス感染症への対応について	説明資料
6	土曜日共同保育の変更点について	説明資料
7	保育所委託費の弾力運用について	説明資料
8	請求事務の概要等について	説明資料
9	公定価格の令和4年度の変更点	説明資料
10	処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費について	別冊:説明テキスト
11	向上支援費の令和4年度の変更点	説明資料
12	延長保育の変更点・実費徴収に係る補足給付事業について	説明資料
13	一時保育事業について	説明資料
14	休日保育・休日一時保育事業について	説明資料
15	幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・子育て支援施設等 が備えるべき基準について	説明資料
16	令和4年度保育士確保の取組について	説明資料
17	令和4年度 現況確認について	説明資料
18	事務連絡	説明資料

■お問い合わせ先

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設運営に関する留意点	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564
2	事故防止と事故対応について		
3	研修等	子育て支援課（※1） 人材育成係	045-671-2397
4	障害児保育教育対象児童等の認定について		
5	新型コロナウイルス感染症への対応について	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564
6	土曜日共同保育の変更点について		
7	保育所委託費の弾力運用について		
8	請求事務の概要等について	保育・教育給付課	045-671-0202 または 045-671-0204
	※請求明細作成ソフトの操作について	コールセンター	045-912-2560
9	公定価格の令和4年度の変更点	保育・教育給付課	045-671-0202 または 045-671-0204
10	処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費について		
11	向上支援費の令和4年度の変更点	保育・教育給付課 （※2）	045-671-0202 または 045-671-0204
12	延長保育の変更点・実費徴収に係る補足給付事業について		
13	一時保育事業について	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564
14	休日保育について		
15	幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準について		
16	令和4年度保育士確保の取組について	保育対策課	045-671-4469
17	令和4年度 現況確認について	保育・教育認定課	045-671-0253
	（※1）令和4年4月1日以降は保育・教育支援課		
	（※2）制度に関するお問い合わせ	保育・教育運営課 運営・指導係	045-671-3564

■説明資料の掲載先

- ・事業者向け説明会（給付対象施設・事業者向け）【横浜市ウェブページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/kosodate/iko/setumeikai.html>

■参考

- ・子ども・子育て支援新制度【内閣府ウェブページ】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

締切日	書類名称	HP 掲載場所	依頼課	提出先
4/5 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処遇改善等加算 I 申請関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加算率等認定申請書 (処遇 I) 第 1 号様式の 1 ・ 職員履歴報告書 (処遇 I) A 票 第 1 号様式の 2 ・ 職員状況報告書 (処遇 I) B 票 第 1 号様式の 3 ○ 公定価格加算・調整項目届出書 ○ 向上支援費加算状況等届出書 ○ 延長保育事業費加算状況等届出書 (幼稚園は除く) ○ 雇用状況表 (家庭的保育事業は当月分の請求書を送付する際に添付) ※ ○ その他必要書類 (加算ごとに必要な書類は異なります) 	<p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html</p> <p>トップページ>事業者向け情報 >分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら</p> <p>必要な様式に応じて下線のとおりに進んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処遇改善等加算 I 申請関係書類 令和 4 年度の処遇改善等加算等について ○ 公定価格加算・調整項目届出書 ○ 向上支援費加算状況等届出書 ○ 延長保育事業費加算状況等届出書 (幼稚園は除く) ○ 雇用状況表 ○ アレルギー児童数報告書 各種様式 	<p>保育・教育給付課 045-671-0202 または 045-671-0204</p>	<p>保育・教育給付課 市内施設給付担当</p>
○ アレルギー児童数報告書 (4 月分)		<p>【原本】 各区役所 子ども家庭支援課</p>		

【新設園】

4 月の雇用状況表の提出と併せて、**資格職の資格証の写し (全員分)** を添付してください。

5 月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者の履歴書 (児童福祉事業等に 2 年以上従事したことがわかるもの)、もしくは研修等受講修了書 (児童福祉事業等の従事経験が 2 年未満の場合) も併せて添付してください。提出が確認できない場合、減算となる項目があります。

【既存園】

新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

※保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業のみ

上記に加えて、施設長及び管理者が変更となった場合は、再度対象職員の履歴書 (児童福祉事業等に 2 年以上従事したことがわかるもの)、もしくは研修等受講修了書 (児童福祉事業等の従事経験が 2 年未満の場合) も併せて添付してください。提出が確認できない場合、減算となる項目があります。

※注意事項

有効な資格証については子ども・子育て支援新制度令和 4 年度説明テキストの「資格証・免許状の提出について」に詳細を記述させて頂きます。
3 月下旬頃本市のホームページに公開を予定しておりますので、本資料とあわせてご確認ください。

締切日	書類名称	HP 掲載場所	依頼課	提出先
4/6 (水)	令和4年度 重要事項説明書	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ※ひな形を掲載しています。	保育・教育運営課 045-671-3564	各区役所 こども家庭支援課
4/7 (木)	保育士宿舍借り上げ支援事業 令和3年度実績報告書類	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yojj/taiki/hoikushikakuho/houjin-torikumi/ トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策>保育士確保の施策>法人向けの取組	保育対策課 045-671-4469	本事業委託事業者
4/8 (金)	土曜日共同保育年間計画書 (5月から開始)	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yojj/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所・保育施設>保育所に関する情報>要綱・様式>給付対象施設・事業 要綱・様式	保育・教育運営課 045-671-3564	各区役所 こども家庭支援課
4/28 (木)	業務管理体制の整備に関する届出/変更届出 ※業務管理体制を新規に整備する時、業務管理体制の変更がある時および届出先の変更がある場合のみ	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ※ひな形を掲載しています。	保育・教育運営課 045-671-3564	保育・教育運営課 運営・指導係
5/31 (火)	保育士宿舍借り上げ支援事業 令和4年度新規申請書類	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yojj/taiki/hoikushikakuho/houjin-torikumi/ トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策>保育士確保の施策>法人向けの取組	保育対策課 045-671-4469	本事業委託事業者
4/1以降加算適用申請を行う当月15日まで	障害児等受入加算に係る必要書類 「障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)」及び 「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書(施設・事業者→保護者説明用)(写)」	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yojj/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育所・保育施設>保育所に関する情報>要綱・様式>給付対象施設・事業 要綱・様式	子育て支援課 (令和4年4月1日以降は保育・教育支援課) 045-671-2397	保育・教育給付課 市内施設給付担当